

○佐賀県警察の監察に関する訓令

平成15年10月1日

本部訓令第15号

佐賀県警察の監察に関する訓令(平成11年佐賀県警察本部訓令第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、警察の組織的かつ効果的な運営及び警察規律の振粛に資するため、佐賀県警察が実施する監察に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(監察実施者)

第2条 監察は、首席監察官、上席監察官、監察課長及び監察官(以下「監察担当官」という。)により実施するものとする。ただし、警察本部長(以下「本部長」という。)が必要と認めた場合は、監察官等以外の者を監察担当官に指名することができる。

(監察担当官の補助)

第3条 本部長は、警察本部の各所属ごとに、警視又は警部の階級にある警察官若しくは同相当職の警察職員の中から監察補助官を指名するものとする。

2 監察補助官は、監察担当官の指揮を受け監察の補助に従事するものとする。

(監察の種類)

第4条 監察は、業務監察及び服務監察とする。

2 業務監察は、次に掲げる監察をいう。

(1) 業務運営の実態を総合的かつ具体的に把握するための監察(次号に掲げるものを除く。)

(2) 特別の事情がある場合における業務上の問題点を把握するための監察

3 服務監察は、次に掲げる監察をいう。

(1) 服務の実態を総合的かつ具体的に把握するための監察(次号に掲げるものを除く。)

(2) 特別の事情がある場合における服務上の問題点を把握するための監察

(監察実施計画)

第5条 本部長は、毎年度、前条第2項第1号及び第3項第1号に掲げる監察を実施するための計画(以下「監察実施計画」という。)を作成するものとする。

2 監察実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 監察の種類

(2) 監察の実施項目

(3) 監察の対象とする所属

(4) 監察の時期

3 本部長は、年度開始前に、当該年度の監察実施計画を佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告するものとする。

(監察の実施)

第6条 総合監察は、監察実施計画に従い、業務運営及びサービスの実態を総合的かつ具体的に把握するために行うものとする。

2 随時監察（第4条第2項第2号又は第3項第2号に掲げる監察をいう。）は、警察の効率的な運営又はその規律の保持のため特に必要があるときは、その都度、速やかに行うものとする。

(監察実施上の留意事項)

第7条 監察を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 関係者の人権に配慮すること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

(資料の提出等)

第8条 監察担当官は、監察対象の所属長に対し、監察に必要な指示をすることができる。

2 監察担当官は、監察実施上必要と認めるときは、監察対象の所属長に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 監察担当官は、監察において警察職員の功過を認知したときは、その事実を調査の上、速やかに本部長に報告しなければならない。この場合において、監察担当官は、所属長に対し指定する日時及び場所に所属の関係職員を出頭させるよう求めることができる。

(監察結果の措置)

第9条 監察担当官は、監察実施後、その結果を速やかに本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、監察の結果に基づき、業務の改善等必要な事項を所属長に指示するものとする。

3 前項の指示を受けた所属長は、速やかに必要な措置をとり、その結果を本部長に報告しなければならない。

(公安委員会への報告)

第10条 本部長は、公安委員会に対し、四半期ごとの監察の実施の状況を当該四半期の翌月の末日までに報告するものとする。

(監察官会議)

第11条 首席監察官は、監察事務の運用及び調整を図るため、必要に応じて、監察官会議(以下「会議」という。)を開催するものとする。

2 会議は、監察官等、監察補助官及び首席監察官が指名した者をもって構成する。

(細目的事項)

第12条 この訓令に必要な細目的事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。